

「早良地域交流センター（仮称）整備事業」入札説明書等 修正箇所対照表

2018年8月3日

2018年4月26日に公表した入札説明書等を以下のとおり修正しました。

■入札説明書

| 該当箇所 | 修正前 | 修正後 |
|---------------------------|-------------------------|---|
| <p>[17 ページ] 第4, 4</p> | <p>【追加】</p> | <p>4 予定価格及び入札価格の算定方法等について <u>本事業の予定価格は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）による改正前の所得税法等及び地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）による改正前の地方税法等（以下「改正前税法」という。）に基づき算定を行っている。よって、各事業者は入札価格を改正前税法に基づいて算定すること。</u> <u>市は落札者決定後、所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の影響により対応が必要となる消費税及び地方消費税の支払い方法等について、事業者と協議の上、決定する。</u> <u>当該協議の結果、サービス対価に変更が生じた場合には、事業契約締結後、事業契約書（案）第94条第2項に基づきサービス対価を変更する。ただし、市が施設整備の対価のうち割賦元本分に係る消費税及び地方消費税相当額等を割賦により支払うこととなった場合、適用する金利はサービス対価 A-3 の算定に用いる割賦金利（基準金利+提案スプレッド、詳細は事業契約書（案）別紙1・3・(1)・②を参照）以下とする。</u></p> |
| <p>[17 ページ] 第4, 5</p> | <p>4 苦情の申し立て</p> | <p>5 苦情の申し立て</p> |

■要求水準書

| 該当箇所 | 修正前 | 修正後 |
|-------------------------------|--|--|
| 〔10 ページ〕 第 2, 2, (4), ①, ア | ア 本施設 <u>の中心</u> に市民ロビーを配置し、エントランスから入った利用者が <u>市民ロビーを</u> 通って各諸室にアプローチしやすい動線を確保すること。 | ア 本施設に市民ロビーを配置し、エントランスから入った利用者が各諸室にアプローチしやすい動線を確保すること。 |
| 〔11 ページ〕 第 2, 2, (4), ①, エ | エ <u>また</u> 、多目的ホールにおいては、大道具等の搬入時に利用しやすい動線を確保するほか、観客動線とバックヤード動線を適切に分離した配置計画とすること。 | エ 多目的ホールにおいては、大道具等の搬入時に利用しやすい動線を確保するほか、観客動線とバックヤード動線を適切に分離した配置計画とすること。 |
| 〔11 ページ〕 第 2, 2, (4), ①, オ | オ 練習室については、 <u>市民ロビーと隣り合った配置とし、ロビーから</u> 練習室内の活動の様子が見えるよう窓を設けること。また、多目的ホールのリハーサル室として利用できるよう動線を <u>設定するよう</u> 配慮すること。 | オ 練習室については、練習室内の活動の様子が見えるよう窓を設けること。また、多目的ホールのリハーサル室として利用できるよう動線を <u>工夫する等</u> 配慮すること。 |
| 〔11 ページ〕 第 2, 2, (4), ①, カ | カ 会議室には、給湯室が <u>隣接する</u> ように配置すること。給湯室は平常時の利用だけでなく、災害時に本施設が避難場所となった際に湯沸し等での活用を想定している。 | カ 会議室から、給湯室が <u>使いやすい</u> ように配置すること。給湯室は平常時の利用だけでなく、災害時に本施設が避難場所となった際に湯沸し等での活用を想定している。 |
| 〔11 ページ〕 第 2, 2, (4), ①, キ | キ 事務室は、入退館者の管理を行うため、 <u>エントランスや市民ロビーに面した部分</u> に配置すること。また、チャイルドルーム <u>を見通せて</u> 、何かあった場合にすぐに対応できる場所とすること。 | キ 事務室は、入退館者の管理を行 <u>いやすいよう</u> 配置すること。また、チャイルドルーム <u>で</u> 、何かあった場合にすぐに対応できる場所とすること。 |
| 〔11 ページ〕 第 2, 2, (4), ②, ア | ア 交流プラザはイベント等で、屋内の市民ロビーと <u>一体的な</u> 利用が可能となる配置とすること。 | ア 交流プラザはイベント等で、屋内の市民ロビー <u>等の屋内空間と連携した</u> 利用が可能となる配置とすること。 |
| 〔11 ページ〕 第 2, 2, (5), ①, コ | 「福岡市公共サインマニュアル」 <u>及び「福岡市都市サインデザインマニュアル（案）」（閲覧希望者に対して閲覧を認める。）</u> 等を参考に、市と協議のうえ、本施設のサイン計画行うこと。 | 「福岡市公共サインマニュアル」を参考に、市と協議のうえ、本施設のサイン計画行うこと。 |

■様式集

| 該当箇所 | 修正前 | 修正後 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| 〔様式 I-3-2〕 市の支払うサービス 対価（四半期別） | <u>支払年次</u> | 年次 |
| 〔様式 I-3-2〕 市の支払うサービス 対価（四半期別） | <u>支払月</u> | <u>締日</u> |
| 〔様式 I-3-2〕 市の支払うサービス 対価（四半期別） | 支払月 <u>「5月」、「8月」、「11月」、「2月」</u> | <u>締日</u> <u>「3月末」、「6月末」、「9月末」、「12月末」</u> ※上記の修正にあわせて、「年次」を修正 |
| 〔様式 I-3-2〕 市の支払うサービス 対価（四半期別） | 年次：2020年、支払月：3月の項目 <u>（前年度分）</u> | <u>【削除】</u> |
| 〔様式 I-3-2〕 市の支払うサービス 対価（四半期別） | 年次：2021年、支払月：3月の項目 <u>（前年度分）</u> | <u>【削除】</u> |
| 〔様式 J-2〕 開館準備業務費 見積書 | 広報業務費 <u>（CB）</u> | 広報業務費 <u>（C）</u> |
| 〔様式 J-2〕 開館準備業務費 見積書 | 合計 <u>（A+B+C）</u> （税抜） | 合計 <u>（A+B+C+D）</u> （税抜） |
| 〔様式 J-2〕 開館準備業務費 見積書 | 合計 <u>（A+B+C）</u> （税込） | 合計 <u>（A+B+C+D）</u> （税込） |

| | | |
|----------------------------|------------------------|----------------------------|
| 〔様式 J-3〕 運營業務費見積書 | その他経費 <u>(D)</u> | その他経費 <u>(E)</u> |
| 〔様式 J-3〕 運營業務費見積書 | 合計 <u>(A+B+C)</u> (税抜) | 合計 <u>(A+B+C+D+E)</u> (税抜) |
| 〔様式 J-3〕 運營業務費見積書 | 合計 <u>(A+B+C)</u> (税込) | 合計 <u>(A+B+C+D+E)</u> (税込) |
| 〔様式 J-4〕 維持管理業務費 見積書 | その他経費 <u>(D)</u> | その他経費 <u>(B)</u> |
| 〔様式 J-4〕 維持管理業務費 見積書 | 合計 <u>(A+B+C)</u> (税抜) | 合計 <u>(A+B)</u> (税抜) |
| 〔様式 J-4〕 維持管理業務費 見積書 | 合計 <u>(A+B+C)</u> (税込) | 合計 <u>(A+B)</u> (税込) |

■事業契約書（案）

| 該当箇所 | 修正前 | 修正後 |
|--------------------|--|--|
| 〔24 ページ〕 第 70 条 | <p>第 70 条 （業務計画書の作成・提出）</p> <p>1 <変更なし></p> <p>2 事業者は、各年度の運營業務及び維持管理業務の開始までに、要求水準書、第 1 項の基本計画及び提案書類に基づき、市と協議のうえ、各年度の運營業務及び維持管理業務に係る年度実施計画をそれぞれ作成し、市に提出して、書面による確認を受けなければならない。</p> <p>3～5 <変更なし></p> | <p>第 70 条 （業務計画書の作成・提出）</p> <p>1 <変更なし></p> <p>2 事業者は、各年度の運營業務及び維持管理業務の開始の 30 日前までに、要求水準書、第 1 項の基本計画及び提案書類に基づき、市と協議のうえ、各年度の運營業務及び維持管理業務に係る年度実施計画をそれぞれ作成し、市に提出して、書面による確認を受けなければならない。</p> <p>3～5 <変更なし></p> |

| | | |
|-----------------------------|---|--|
| <p>[31 ページ] 第 94 条</p> | <p>第 94 条 (サービス対価の改定) 金利変動及び物価変動に伴うサービス対価の改定は、別紙 1 により行う。</p> | <p>第 94 条 (サービス対価の改定) <u>1</u> 金利変動及び物価変動に伴うサービス対価の改定は、別紙 1 により行う。 <u>2</u> <u>前項に定める場合のほか、サービス対価の改定が必要となった場合には、市と事業者が協議して、これを定めるものとする。</u></p> |
| <p>[36 ページ] 第 108 条</p> | <p><u>【追加】</u></p> | <p>第 108 条 (本施設の引渡し前の解除) 1～4 <変更なし> <u>5</u> <u>第 12 条第 1 項第 1 号により、事業者が市の承諾を得て、第 3 項及び前項における買受代金債権を第三者に譲渡した場合、第 3 項及び前項において「事業者」とあるのは、「第 12 条第 1 項第 1 号により市の承諾を得た第三者」と読み替えるものとする。</u></p> |
| <p>[37 ページ] 第 109 条</p> | <p><u>【追加】</u></p> | <p>第 109 条 (本施設の引渡し後の解除) 1～6 <変更なし> <u>7</u> <u>第 12 条第 1 項第 1 号により、事業者が市の承諾を得て、第 1 項ないし第 4 項におけるサービス対価支払請求権を第三者に譲渡した場合、第 1 項、第 2 項、第 3 項柱書及び第 4 項において「事業者」とあるのは、「第 12 条第 1 項第 1 号により市の承諾を得た第三者」と読み替えるものとする。</u></p> |